

提案条例説明資料

**令和元年 12月
浜田市議会定例会議**

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 68 号
2	題名	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方公務員法、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正（第 1 条） 地方公務員法の引用条項を変更する。 （改正前）第 16 条第 2 号 （改正後）第 16 条第 1 号</p> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条） 期末手当及び勤勉手当並びに休職者の給与の支給に係る規定において、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合の失職に係る規定を削除する。</p> <p>3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条） 浜田市職員の給与の支給に関する条例第 26 条第 4 項の一部改正に伴い、読み替え規定を整理する。</p> <p>4 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（第 4 条） 児童福祉法の引用条項を変更する。 （改正前）第 34 条の 20 第 1 項第 4 号 （改正後）第 34 条の 20 第 1 項第 3 号</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 69 号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>次に掲げる事由に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、建築物の省エネ認定及びその変更認定について、申請建築物以外の「他の建築物」の認定も行うことができるようになったこと。</p> <p>2 長期優良住宅、低炭素建築物、省エネ建築物の各認定について、島根県において当認定申請に確認申請を併用する場合の構造計算適合性判定の手数料の算定方法が変更されたこと。</p> <p>3 建築基準法の一部が改正され、限定特定行政庁である浜田市の業務範囲が拡大し、共同住宅等の延床面積が 100 m²までであったものが 200 m²までとなったこと。</p>
4	概要	<p>1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正関係（別表第 11 及び別表第 12 関係） 新たに認定を行うことができるようになった申請建築物以外の「他の建築物」に係る手数料を定める。</p> <p>2 長期優良住宅、低炭素建築物及び省エネ建築物の認定関係（第 2 条関係） 構造計算適合性判定との併用認定手数料について、「100 分の 110 を乗じて得た額」を削る。</p> <p>3 建築基準法の一部改正関係（別表第 9 及び別表第 10 関係） 建築物の低炭素認定について、共同住宅等の「(共用部分の床面積) が 100 m²以内のものに限る。」を削る。</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受け</p>

		付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、従前のおりとする。
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第70号
2	題名	浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市東公園運動施設の野球場に電光掲示板を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 電光掲示板の利用料金の上限額（別表第1関係） (1) 全画面 1時間につき440円 (2) 半画面 1時間につき330円 2 スコアボードの廃止（別表第2関係）
5	施行期日等	令和2年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第71号
2	題名	浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例
3	目的・理由	施設の老朽化に伴い浜田市三隅老人福祉センターを廃止するため、当該施設の設置及び管理について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市三隅老人福祉センター条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市三隅老人福祉センターみすみ荘 (2) 位置 浜田市三隅町向野田 605 番地 2
5	施行期日等	令和2年4月1日
6	備考	廃止後は建物を解体し、その土地は売却する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第72号
2	題名	浜田市三階山森林総合利用施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	老朽化により遊休施設となっている施設を廃止するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 次に掲げる施設を廃止する。(別表関係) (1) 森林研修センター (2) 総合案内所 (3) 炊事場 (4) 便所 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日
6	備考	廃止後は建物を解体し、その敷地は引き続き森林総合利用施設の敷地として利用します。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第73号
2	題名	浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例
3	目的・理由	生鮮水産物等を高度に衛生管理し、その流通の円滑化を図るための施設「浜田市浜田漁港水産物荷捌所」を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第1条）</p> <p>(1) 名称 浜田市浜田漁港水産物荷捌所</p> <p>(2) 位置 浜田市原井町 3050 番地</p> <p>2 管理（第2条・第3条）</p> <p>(1) 管理するもの 指定管理者</p> <p>(2) 業務 荷捌所の施設等の利用許可、維持管理等に関する業務</p> <p>3 開所時間及び休所日（第4条）</p> <p>指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める時間及び日（定めたときは、市長がこれを告示する。）</p> <p>4 利用許可（第5条）</p> <p>施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為 施行日前においても、指定管理者の指定等を行うことができる。</p>
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 74 号
2	題名	浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例
3	目的・理由	公共下水道事業に地方公営企業法を適用するため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 設置（第 2 条） 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、浜田市公共下水道事業を設置する。</p> <p>2 財務規定等の適用（第 3 条） 公共下水道事業に財務規定等を適用する。</p> <p>3 経営の基本（第 4 条） 常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営する。</p> <p>4 処理区等（第 4 条・別表） (1) 浜田処理区 (2) 国府処理区 (3) 旭処理区 (4) 三保三隅処理区</p> <p>5 重要な資産の取得及び処分（第 5 条） 予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のもの）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>6 議会の同意を要する賠償責任の免除（第 6 条） 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償額 50 万円以上である場合とする。</p> <p>7 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第 7 条）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 負担付きの寄附又は贈与で 100 万円以上のもの (2) 市の義務に属する損害賠償の額の決定で 100 万円以上のもの
5	施行期日等	<ul style="list-style-type: none"> 1 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日 2 浜田市特別会計条例の一部改正及び経過措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共下水道事業特別会計は、廃止する。 (2) 令和元年度分の収入及び支出並びに決算に関しては、従前のおりとする。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第75号
2	題名	弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	条例に規定する貸付期間（25年）を経過する住宅について、同条例の規定に基づき入居者に払下げを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	定住化住宅の設置について定める別表から次の住宅を削る。 (1) 弥栄町木都賀イ 811 番地 24 1 棟 (2) 弥栄町木都賀イ 811 番地 25 1 棟
5	施行期日等	令和2年4月1日